

問 幼稚園において、小中高を対象とする「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）」（令和2年5月15日付け文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえて対応すべき内容はあるのでしょうか。【新規】

「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）」（令和2年5月15日付け文部科学省初等中等教育局長通知）は、5月14日に改訂された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を踏まえ、感染症対策と子供たちの学びの保障を両立していく上での基本的な考え方と取組の方向性をまとめたものです。この中で、例えば、

- ・ 5月4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において提言された「新しい生活様式」を踏まえ、学校教育活動の実施に当たり必要な措置を講じることが重要であること
今後、幼稚園における対応を含め、文部科学省において、「新しい生活様式」を踏まえた、学校における新型コロナウイルス感染症対策に関するマニュアルを作成し、提供する予定です。
- ・ 臨時休業等の実施により、学校において教育活動を実施する時間が限定される場合であっても、電話や電子メール等も活用し、教師が子供の日々の状況を丁寧に把握し、支援することが必要であること

など、幼稚園の日々の活動の中で参考にできる部分については、同通知に示されている考え方を踏まえつつ、幼児の発達段階の特性等に応じて、取組を進めていただくようお願いいたします。

なお、本通知に記載されている、臨時休業等を行う場合の、要保護児童等の特に配慮を要する子供への対応については、参考1及び2で示した通知及び事務連絡を踏まえ、引き続き対応いただくようお願いいたします。

また、幼稚園等が臨時休業等を行った場合に実施した幼児・保護者等に対する様々な支援の取組事例については、5月13日付で「新型コロナウイルス感染症への対応のための幼稚園等の取組事例集」として文部科学省「子供の学び応援サイト」上に公表しておりますので、ご参照ください。

（参考1）「子供の見守り強化アクションプラン」の実施にあたっての協力依頼について（通知）
（4月28日付け2文科初第201号初等中等教育局長通知）

（参考2）新型コロナウイルス感染症対策のために幼稚園において臨時休業を行う場合の留意事項及び幼児や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の関係者への情報提供について（4

月 23 日付け事務連絡)

https://www.mext.go.jp/content/20200423-mxt_kouhou01-000004520_5.pdf

(参考3) 新型コロナウイルス感染症への対応のための幼稚園等の取組事例集(令和2年5月13日時点)

https://www.mext.go.jp/content/20200512-mxt_youji-000005336_002.pdf

担当：初等中等教育局幼児教育課(内3136)